

市町村財務診断実施要領

平成12年3月28日制定

平成17年3月29日一部改正

平成25年3月29日一部改正

- 1 この要領は、地方自治法第245条の4及び第252条の17の5の規定に基づき市町村（一部事務組合等を含む。以下同じ。）からの要望に応じ実施する市町村財務診断（以下「財務診断」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 財務診断は、財務に関係のある事務を視察・閲覧し、当該市町村の事務の管理及び執行について技術的な助言等を行うことを目的とする。
また、公債費負担適正化計画策定団体に対しては、計画の内容及び実施状況等についての聴取を併せて行うこととする。
- 3 財務診断項目は、別表のとおりとする。
- 4 財務診断を実施する市町村の選定は、要望のあった市町村の財務状況等を勘案するものとする。
- 5 財務診断を実施する場合は、あらかじめ当該市町村に対してその期日を通知するとともに、必要な書類の作成等について依頼するものとする。
- 6 財務診断の結果については、当該市町村に対して文書により通知するものとする。
- 7 その他財務診断の実施に関し必要な事項は、市町村課長が別に定める。
- 8 この要領は、平成25年度実施の財務診断から適用する。

別表	財務診断項目
1	予算の状況
2	決算の状況
3	財政運営の状況・将来見通し
4	税の賦課徴収の状況
5	税外収入の状況
6	出納事務の状況
7	契約事務の状況
8	財産管理の状況
9	地方公営企業の状況
10	その他項目

- (注) 1 上記に掲げる財務診断項目のうち1～3は必須とする。
2 上記に掲げる財務診断項目のうち4～10は、市町村から要望のあった項目について実施するものとする。